

経済安全保障ワーキンググループ（第4回）

議事録

1. 日時

令和6年6月18日（火）10：00～11：15

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、神保謙（慶應義塾大学 総合政策学部 教授／公益財団法人 国際文化会館 常務理事）、田島正広（弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー）、手塚悟（慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授）、根本直子（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）

オブザーバ：

内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、五十嵐電気通信技術システム課長、金坂電気通信技術システム課企画官、山路国際戦略局参事官、堀川投資審査室長、岡崎多国間経済室長、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐

【山本主査】 本日は、皆様、御参加をいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから経済安全保障ワーキンググループの第4回会合を開催いたします。

本日は、本ワーキンググループの論点整理案について御議論いただきますので、まず、事務局から説明をお願いします。

まず、開催に当たりまして、事務局より留意事項の御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。本日はWEB会議による開催のため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料につきましては、資料4-1のみとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

【山本主査】 それでは、本日の議事に入ります。

本日は、本ワーキンググループの論点整理案について御議論いたしますので、まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡部）】 事務局でございます。資料4-1を御覧ください。

これまでの本ワーキンググループでの御議論を踏まえまして、「論点整理（案）」を整理させていただいております。

まず、1ページ目を御覧ください。目次でございます。初めに、外資等規制に関する制度の概要につきまして簡単にまとめた後、これまでの御議論を論点1「NTTに対する外資規制」、論点2「NTT以外の主要事業者に対する外資規制」、論点3「外国人役員規制」と、大きく3つの論点に分けて整理をさせていただいております。

2ページを御覧ください。まず、「外資等規制に関する制度等の概要」でございます。

①外資規制といたしまして、電気通信事業法における外資等規制、これについては、累次の規制緩和を経て全て廃止をされ、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は外為法により規律をされております。

外為法における外資規制は、国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得について、事前届出により個別審査を行う等の規制を課しております。

これに加えまして、NTT持株については、NTT法において、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に、我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の

影響力に対する経営の自主性を確保するため、外国人の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止しております。

続いて、制度の概要の2つ目としまして、外国人役員規制でございます。こちら、NTT法におきまして、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株とNTT東西について、外国人役員を一切認めない規制が設けられてございました。

これにつきましては、本年2月にまとめられた本審議会の第一次答申を踏まえました本年のNTT法の改正によりまして、外国人が代表取締役でないこと、かつ役員の3分の1未満までに緩和をされたところでございます。

それでは、3ページを御覧ください。ここから個別の論点に入ります。

論点1といたしまして、「NTTに対する外資規制」でございます。この論点につきましては、3つに細分化をして整理をさせていただいております。

1点目が、「NTTに対する総量規制の必要性」、2点目が、「事業活動・投資の自由とのバランスからみた総量規制の妥当性」、3点目が、「個別審査の強化による総量規制の代替性」としてございます。

個別の論点につきましては、次のページ以降で御説明いたします。4ページを御覧ください。

論点1-1といたしまして、「NTTに対する総量規制の必要性」でございます。これまでの御議論での構成員からの御意見、事業者からの御意見につきましては、この資料下側に記載をさせていただいております。これらを踏まえまして、論点としては上の囲みの部分で整理をさせていただいております。

まず、「NTTが電電公社から承継した全国津々浦々の線路敷設基盤は、他事業者には新たに構築不可能であり、NTTだけでなく多数の通信事業者の事業運営に不可欠な公共的な基盤となっている」としております。

「NTTからは、総量規制は世界的に廃止するのが原則であり、通信市場・技術の進展に伴い、データやモバイルの設備情報や顧客情報等も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われているとの意見が示された一方、経済安全保障の重要性の高まりを踏まえると、NTTが承継した線路敷設基盤の確実かつ安定的な運用を図るためには、外国の協力に対する経営の自主性の確保が引き続き重要であり、総量規制による特別な保護が正当化できるとの意見が多かったところ、NTTに対する総量規制の必要性についてどう考えるか」としております。

続いて6ページを御覧ください。論点1-2としまして、「事業活動・投資の自由とのバランスからみた総量規制の妥当性」でございます。

困みの中でございますが、「NTTからは、積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであるとして、総量規制のデメリットを指摘する意見が示された一方、現在のNTTの外資比率から見て更なる投資の受入れニーズがあるか不明、閾値以上で株式取得しても議決権は保有できないが利益配当は保証されており、リターンを目的とする外国人投資家に支障はない、投資家は総量規制を所与のものと受け止めており撤廃の要望は聞いていないとの意見が多かったところ、総量規制の妥当性についてどう考えるか」としております。

続いて7ページを御覧ください。論点1-3としまして、「個別審査の強化による総量規制の代替性」でございます。

「NTTについては、これまで外為法の個別審査とNTT法の総量規制が相まって外資から保護を図ってきたところ、外為法とNTT法では目的と手段に差異があり、日本に居住する外国人が規制対象外の外為法を強化しても総量規制の代替は困難との意見が多かったこと、これに対しNTTからは、現在懸念されているリスクに対処できれば完全に代替する必要はないとの意見が示されたこと、また、財務省からは、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた個別審査の強化を検討する考えが示されたこと、他方、諸外国では個別審査の強化をする中においても自由化の例外として留保した総量規制を廃止する動きが見られないこと等を踏まえ、個別審査の強化による総量規制の代替性や引き続き個別審査と総量規制が相まって外資からの保護を図ることについてどう考えるか」としております。

以上がNTTに対する外資規制についての論点でございます。

続いて9ページを御覧ください。論点の大きな2番目といたしまして、「NTT以外の主要事業者に対する外資規制」についてでございます。

こちらは、2つに細分化をしております、1点目といたしまして、「NTT以外の主要事業者に対する総量規制」、2点目といたしまして、「主要通信事業者を対象とした個別審査の強化」としております。

詳細は10ページを御覧ください。論点2-1でございますが、「NTT以外の主要事業者に対する総量規制」でございます。

論点の案といたしまして、「NTTから、仮に総量規制を残すのであれば、国際的な枠組

みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、NTT以外の主要通信事業者に総量規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保に資すると考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、資金調達面での経営への影響や既存株主の権利保護、国際約束との整合性等の課題を勘案して慎重に検討すべきとの意見が多かったところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制についてどう考えるか」としております。

続いて12ページを御覧ください。論点2-2といたしまして、「主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化」でございます。

論点の案といたしまして、「NTTから、情報通信の経済安全保障上の懸念が高まる中で、通信の安定的提供の確保と保有管理情報の安全性確保の必要性に鑑み、NTTを含めた主要通信事業者を対象に個別投資審査を強化すべきとの意見が示され、個別投資審査の強化はそのような必要性に応える措置の一つであると考えられる」としております。

個別投資審査の強化の案につきましては、下側の括弧に記載しておりますが、例①から③として、「外為法において『コア of コア企業』の事前届出免除を撤廃」、「外為法の運用において外資総量が一定以上となる場合に厳しい投資スクリーニングを実施」、「電気通信事業法において外資総量が一定以上となる場合に公益審査を実施」という規制体系例が提案されてございます。

その上で、「主要通信事業者を対象とした個別投資審査の強化については、国際約束との整合性など主要通信事業者に総量規制を再び導入する場合と同様の課題に加え」まして、「入口規制の強化となり投資判断にネガティブに働くため投資家は強い懸念を持っているとの意見や、経済安全保障推進法や情報の保護に関する他の制度の実効性を高めて対応すればよいとの意見があること、外為法については財務省からリスクの高い外国投資家が免除制度を利用できないようにする制度見直しを含めた個別審査の強化を検討する考えが示されたこと等を踏まえ、どう考えるか」としております。

以上がNTT以外の主要通信事業者に対する外資規制についての論点でございます。

続いて14ページを御覧ください。論点の3つ目といたしまして、「外国人役員規制」でございます。

こちらは、論点を2つに細分化をしております。1点目として、「NTTに対する外国人

役員規制の在り方」、2点目として、「NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制」としております。

15ページ目を御覧ください。論点3-1といたしまして、「NTTに対する外国人役員規制の在り方」でございます。

「NTTからは、第一次答申において『緩和することが適当』とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えるとの意見や、外国人役員規制の在り方は外資規制の議論を踏まえた上で検討すべきとの意見が示されたところ、NTTに対する外国人役員規制の更なる緩和や撤廃については、今般のNTT法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で、外資規制の議論を踏まえつつ検討することが必要ではないか」としております。

続いて16ページ目を御覧ください。論点3-2といたしまして、「NTT以外の主要事業者に対する外国人役員規制」でございます。

「NTTから、外国人役員規制については、我が国の経済安全保障の観点から、主要通信事業者全体を対象とすることを検討すべきとの意見が示され、経済安全保障の重要性が高まる中、NTT以外の主要通信事業者に外国人役員規制を再び導入することは通信サービスの安定的提供の確保にすると考えられる一方で、他国で同様の規制の導入を招来することによる我が国事業者の海外展開への影響、対日投資促進政策への影響、人材確保面での経営への影響、国際約束との整合性等の課題を勘案して慎重に検討すべきとの意見が多かったところ、経済安全保障推進法等による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえ、どう考えるか」としてございます。

以上が外国人役員規制に関する論点でございます。

ここまで、論点を大きく1つ目から3つ目までとし、このような形で整理をさせていただいております。本日は、この論点整理の案につきまして、これまでの御議論を踏まえて、このような形の整理で過不足がないか、また、今後の取りまとめに向けまして、それぞれの論点につきまして考え方の方向性などについて皆様に御議論をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、意見交換を行いたいと思います。前回までにいただいた意見を概ね反映させていると思いますが、この点が欠けている、あるいは、この点は少し今まで出てきた意見と違うのではないか、などの意見がございましたら、御発言いただければと思います。

論点を大きく3つに分けておりますので、まず論点1の「NTTに対する外資規制」について意見交換を行います。その後、論点2の「NTT以外の主要事業者に対する外資規制」や、論点3の「外国人役員規制」についてそれぞれ意見交換することにいたします。

ただ、それぞれの論点は関連しているところもありますので、関連している他の論点についてももちろん言及をしていただいても結構ですが、一応3つに分けてと考えております。

それでは、まず論点1につきまして、構成員の皆様から御意見等ございましたらチャット欄にてお知らせをください。オブザーバの皆様につきましては、構成員の皆様からの御発言をいただいた後に御意見があれば伺うことにしたいと思っております。

それでは、いかがでしょうか。構成員の皆様からいただきたいと思っております。

それでは、神保構成員、お願いします。

【神保構成員】 神保です。ありがとうございます。総務省の皆様のご取りまとめ、大変分かりやすくまとめられておりました、ありがとうございます。また、私、所用で前回都合がつかず欠席となりましたことを皆様におわび申し上げたいと思っております。

論点1と2双方またがる意見となることをお許しいただければと思っております。

まず、私の専門分野が安全保障論ということもありまして、この論点の中にも安全保障環境が厳しさを増して、その中に通信インフラとかデータの保全に対する脅威が高まっているということは多くの方々にも共有されていることだと思っております。

例えば、望ましくない海外資本による支配という動向が強まったり、その中には産業スパイも含めた故意のデータ搾取、あるいは昨今の武力衝突事案に見られるような際に通信インフラが破壊をされたり、あるいは掌握されて使われるといった、従来よりもレベルを上げた形での安全保障上の対応が必要であり、経済安全保障全体に対する要請であると思っております。

その一方で、つい最近の骨太の方針でも、海外からの対日投資促進は重要だとされており、通信分野においても海外の資本や技術と連携をしてこそ日本経済が成長すると思っております。これは対日投資だけではなくて、NTTその他の事業者が海外において様々な事業を展開するための制度をどうつくるかも非常に重要なので、前半に申し上げた経済安全保障と投資促進という2つの方針をしっかりとこのワーキンググループでも両立をさせていくべきということを強く打ち出していくことが大事だと考えております。

その場合に対象となるのは、NTTの総量規制をどうするかという問題だけではなくて、通信事業者全体がこの2つの目標に向かってしっかりと制度と体制を整えていくと、セキ

セキュリティと国際競争力を両立するということが全体の方針として私はより強く訴える場所かなと思っております。

今の方針と少しつながっておりますが、2つ目の重要な論点については、NTTに対する総量規制が今のままでいいのではないかと、そんなに問題は起きてないのではないかと、まとめ方になっていること自体は、実態として、確かにうなずけるところはあります。ですが、経済安全保障を促進し、かつ投資を促進していくために今の総量規制が妥当かどうかについては、現状のままでいいという話とは別に、本来どうあるべきかという点は書き込んでもよろしいのではないかと思います。私自身は総量規制が現在担保されていることのみで、多くの経済安全保障上の懸念が解消されるのではなくて、恐らくその解は、世界でも今高まっている機動的な個別審査体制が強化されることが望ましいと考えております。

これ自体は、11日に公表された骨太の方針の原案でも外為法上の投資審査に関する体制強化や実効性確保がうたわれていまして、外為法強化等によって通信を含む基幹インフラ業者に対して、懸念国や企業からの投資規制というものをどのように強化していけばいいのかを検討事項に挙げられていることが大事なのではないかと思っております。

次の論点でも議論されると思いますので、その際にもし時間があれば発言させていただければと思います。

私から以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、論点2につきまして、さらに具体的に御意見がございましたら、論点2のところをお願いをできればと思います。

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。渡井でございます。

今の神保構成員の御意見を伺いまして、私もまず論点1と2に共通する点から申し上げます。電気通信事業の分野での経済安全保障の推進に当たっては、私も、NTT法の廃止か外為法や電気通信事業法の強化かというように選択肢を1つに絞るのではなく、経済安全保障の傘の下に全てが連携するような方法を考えていく必要があるのではないかと考えております。つまり、NTT法と他の法律の代替性というよりは、まずは相互補完性なり相互参照性の見地から検討すべきではないかと思っております。

論点1については、私もこの整理の仕方に賛成でございます。その上で、私はこれまで、

N T T法の総量規制を外為法の外資規制の強化によって代替するという問題提起につきましては、2つの法律の目的の違いと外為法が国籍に注目した規制ではないことを理由に、限界があるのではないかと申し上げてまいりました。

その考えに変わりはありませんが、外為法の強化が前提となり得るのであれば、その在り方を検討する必要があると思います。外為法の外資規制が居住者であるか否かによっている部分を国籍に着目するものへと改正できればよいのですが、現在の仕組みの大きな変更になりますので、他の法律の適用にも影響があるでしょうし、実際には難しいのではないかと考えられます。

ただ、その場合でも、電気通信事業について、国の安全を確保すべく外資規制を見直すというのであれば、論点の1-3、7ページの財務省の御指摘にも、「例えばリスクの高い外国投資家」とあるように、国籍要件を何らかの形で明示するべきではないかと考えております。

現在の財務省のホームページにある考慮要素にも、「外国政府等による直接的又は間接的な影響の程度」という表記はございますが、投資に当たっての予見可能性の確保の観点からは、外国投資家の国籍の要素をいかに審査に加味するかについて、諸外国の例も参照しながら、明確にする必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それから、田島構成員、お願いします。

【田島構成員】 それでは、発言させていただきます。論点1の外為法の個別審査の補強とN T Tに対する総量規制撤廃の可否ですが、外為法の個別審査について、リスクの高い外国投資家に絞って免除制度を利用できないようにするという財務省の案は、純投資目的の問題がない外国投資家に配慮しつつ、経済安全保障上のリスクを排除しようというものであって、国際約束との整合性が維持できるのであれば傾聴に値すると思っております。

ですが、既に御指摘のとおり、それはあくまで外為法上の外国投資家による問題のある投資に関する議論であって、そもそも日本に半年以上居住する外国籍投資家は外為法上の審査対象にはなっておりません。そのため、問題のある投資を行うために日本に長期居住する投資家に対しては有効な手だてとはなっていません。

この点、ただいま渡井構成員から御指摘ございました点は、私も大変関心を持っており、例えば半年以上日本に居住している外国籍投資家であっても、問題のある国の国籍であり、

リスクを感じさせるなどの状況であると判断されるのであれば、例外扱いをするような法制度に外為法がなるのであれば、さらに一步踏み込んだ検討の余地はあるのかもしれませんが、それがどこまでの影響を考えなければいけないのかが、まだ未知数ということもありまして、現状、外為法の審査の見直しをもって総量規制を代替するということはなかなか難しく、当面はN T T法と外為法がそれぞれの目的をもって機能していくという状況を維持するということにならざるを得ないと思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それから、根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ありがとうございます。総務省に整理いただいた論点は、これまでの参加者の御発言を的確に公正にまとめていらっしゃるかと思います。論点1も特に異論はございません。

今、議論があった個別審査の強化による代替性というところも、他の構成員がおっしゃったように、その方向性としてはある程度望ましいのですが、個別審査の強化というのは分かるのですが、対象とするような投資家や、その目的などにもいろいろ違いがあるので、完全にそれをもって総量規制が不要になるというものではないと私も理解しています。

そこで一つ伺いたいのですが、リスクの高い外国投資家に絞って免除制度を利用できないようにする案について、これまであまり御説明があったのか少し記憶がないので、当会議との関係性からもう少し御説明いただいたらいいかなと思いました。

また、今までの構成員の御発言にあったような市場への影響や予見可能性については問題にならないのかということをお伺いします。

それから、総量規制に加えて、現在の制度を維持、補強するとして、やはり実効性が重要かと思えます。私も放送法の総量規制の部会に参加しておりました。数年前に外資規制違反がありまして、外資規制の遵守を定期的に確認する制度が導入されたという経緯があります。その事件で一般国民の方の懸念というのかなり高まったということを記憶していますので、N T Tに対する総量規制の実効性をしっかりと確保していただきたいと思えます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。

ただいま、1点、論点の1-3において、リスクの高い外国投資家が免除制度を利用で

きないようにする制度見直しという話を含めた個別審査の強化を検討する考え方が示されておりました、これについてももう少し説明をしていただけないかという御意見でしたが、事務局、いかがでしょうか。

【事務局（渡部）】 事務局でございます。こちらは、財務省さんから前回御発言があったところでございます。本日オブザーバで財務省さんも御出席いただいておりますので、もし本日少し御説明いただけるようございましたら可能な範囲でお願いできますでしょうか。

【財務省】 財務省の梶川でございます。

今の御質問でございますが、このリスクの高い投資家について、ターゲットを絞って規制を強めてはどうかという問題意識ですが、前提としまして、まだ政府の中で今検討をまさにしているところがございます、固まった案があるというわけではございません。

ただ、方向としましては、いろいろな御議論を外為法の強化、経済安全保障の確保に向けた投資審査の強化について、いろいろと御議論いただいている中で、一つ問題意識として掲げられたのが、事前規制です。日本は外為法の投資審査の事前規制について、原則として1%以上、取得・出資比率の1%以上について、指定業種については、事前届出が原則になっておりました、それを1%から10%までは事前届出を一定の条件の下で免除することになっております。

その中で、令和元年の改正で、それまで10%以上だったのを1%に閾値を下げまして、それで一定の条件の下で事前届出は免除するというスキームにはしたのですが、これによって事前届の件数がかなり多くなっており、2,000件又はそれ以上の事前届出の件数になっています。これは、例えばG7の各国と比べると、G7各国は大体10%以上、あるいは30%程度の閾値になっていて、事前届出件数も3桁以下で、相当乖離があります。端的に言うと、事前届出をたくさんもらった方がいいが、本当にリスクの高い投資家に対して事前届出を逆にもらっているのかという御意見がございまして、そういった御意見も受けて、高リスクの外国投資家に対して、しっかりと事前届出をしてもらうという仕組みにできないかというのが問題意識でございます。

それで、具体的にはどういう形で仕組むのかというのは、この場でまだ申し上げるのは難しいのですが、先ほども御指摘ありましたように、今も事前届出を使用することができないカテゴリーとして、国有企業等が規定されていますが、それを、例えば一定の高リスクと懸念されるような外国投資家としてカテゴリーをつくれないうのが問題意識で

す。

ただ、ここの場で説明できるほどの具体的な案ができているというわけでもありませんし、また、いろいろな方面ともしっかりと議論させていただいた上で案として出すということでもありますので、今は、この場で具体的なことは申し上げるのにはできないということとは御理解いただければと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。根本構成員、よろしいでしょうか。

【根本構成員】 そうしますと、免除制度を受けている投資家の中で非常にリスクの高そうな方をある程度絞るといって、投資家の性格に着目したものであり、例えば投資対象ではなく、投資家のプロフィールなどをより緩和するという理解でよろしいのでしょうか。

【財務省】 はい。

【根本構成員】 分かりました。現在は、まだ不透明な点が多いということも分かりました。ありがとうございます。

【財務省】 ただ、投資家のカテゴリーに着目しているものの、政府の中でまだ今議論しておりまして、投資家のカテゴリーだけに絞って考えるかというところはまた別途議論がございます。すいません、はっきりとした形で申し上げられず、恐縮なのですが、着眼点として我々が重視しているのは、投資家のカテゴリー、属性ですが、それ以外にも、投資の企業の事業も着眼点としてはもちろんあって、投資家の属性、外国投資家たる企業なりの事業、両方でもって今の投資審査制度における事前届出の必要性が構成されていますが、投資家の属性というところに我々はより着目して今考えているところは申し上げたいと思います。他方で、事業についても、一定の配慮をもってどうしていくかということは考えている、そういった形でございます。

【根本構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

ここでの議論全体に言えることですが、経済安全保障と投資の促進のバランスをどう取るかについて、いろいろ議論が行われていることと理解しましたが、大きく申し上げれば、リスクが高い規制対象に対して審査を厳しくしていく、リスクに応じた規制の実務をしていくということかと思えます。また、もう1点、総量規制の実効性について根本構成員から問題提起がございました。これは論点に直接関わるかどうかということもありますが、もし事務局からございましたらお願いできますでしょうか。

【事務局（渡部）】 事務局でございます。今根本構成員から、以前御参画いただいた放送分野での検討会での結論を踏まえて、放送の総量規制につきましては、事業者において定期的な外資比率の確認や、それを踏まえた外資規制の遵守の状況について報告をするような仕組みが新しく設けられたところでございます。

それを踏まえ、根本構成員から、NTT法の総量規制でも、そういった観点も必要ではないかという御指摘だったかと受け止めてございます。

そのような意味では、論点の中では、総量規制の妥当性、実効性に関連する部分ではないかと思っておりますので、いただいた御意見を論点の中でどのように位置づけられるか検討させていただければと存じます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

手塚構成員、どうぞお願いします。

【手塚構成員】 前回、所用があって出席できず、事前レク等でいろいろお話を伺い、全体的な今回の内容について把握しておりましたが、今のお話をいろいろ聞いておりますと、論点2にも関わるとは思いますが、やはり総量規制を外為法で完全にカバーできるかという論点があると思います。そこについては、やはり今のお話を聞いていると、まだまだそこは確定していない状況であり、これを踏まえると、現時点で総量規制は必要にならざるを得ないのかと考えます。

最終的にどこに着地点を設けても、多分総量規制というのは、何らかの形で通信分野というものは必要があるのではないかと。これはやはり経済安全保障を考えていくと、通信の分野というのは一丁目一番地だと思います。重要インフラは14分野、今はプラスアルファ2つぐらいになっていたと思いますが、各分野を取り上げたときに、通信は我が国にとっては非常に必要不可欠なものということから考えますと、やはり今までの論点で他の分野、コモディティーの分野などと、いろいろな点でもう少し制度上も含めて見ていく点では、やはりこの通信分野において今の時点では総量規制をしっかりと置いておくことかと思っております。

そういうことから今回の事務局がおまとめいただいた内容は、私は賛成と表明させていただきます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。構成員の方から追加して意見がある場合でも結

構ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、もしオブザーバの方から御発言のご希望がございましたらチャット欄に記入していただければと思います。NTTさん、お願いします。

【NTT】 NTTでございます。これまでの議論を踏まえまして弊社の意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

私から今申し上げることは、論点1と2に少しかぶる形になってしまいますが、御容赦いただきますと幸いです。

まず、東アジアの安全保障の緊張の高まりを考えますと、NTTを含めまして、主要通信事業者全体の外資規制の強化が必要だと考えてございます。

通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネットが中心になってきておりますので、安全保障上、電柱管路等の線路敷設基盤のみならず、モバイルの設備や、設備情報や顧客情報も重要な対象になっております。そういった意味で、モバイル事業者も、NTTと同じように重要で、外資から守る必要があると考えてございます。

それに当たりまして、先般議論がございました投資促進と安全保障のバランスというところを考えますと、その実現手段というのは個別審査の強化が合理的だと考えてございます。不適切な投資のみを規制することが可能でありまして、株価への影響や、国際約束との整合という点におきましても、いろいろな対処が考えられるやり方ではないかと考えてございます。

そういう意味で、まずは個別審査の強化をこの場でも掘り下げて検討するということが適切ではないかと考えてございます。

先ほどございましたように、財務省さんでも今現在検討中だと伺っておりますし、骨太の方針のほうにも個別審査の強化の方向性というのが記載されてございます。

今後、外為法全体としてこうした議論が加速すると認識しておりまして、このような流れを捉えて個別審査の強化ということを志向すべきではないかと考えてございます。

それで少し今問題となっている論点1との関係で申しますと、外為法上の通信分野に対する外資規制は、投資家の属性による規制や、投資の対象による規制、ほかにも投資の条件といった規制等もございます。こういうものを含めまして、外為法の外資規制がどこまで強化できるかというところを踏まえまして、総量規制をはじめとした通信分野の規制を、それに上乘せすべきかどうかを検討すべきだと考えてございます。外為法の議論の方向性を踏まえて議論されるということが重要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の論点2に移らせていただきたいと思います。論点2につきましては、既に論点1のところでもかなり御発言をいただいておりますので、基本的なことについては御発言があったと思いますが、さらに具体的な点について御意見がございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。渡井でございます。

私も、この論点2の整理の仕方に賛成でございます。NTT以外の主要通信事業者に対する総量規制の問題については、やはり国際約束の問題をいかにクリアするかが最大の課題であると思います。そこで、特別の資産の問題は置いておくとしても、国際約束について、NTTと他の事業者を同列に考えるのは難しいことから、重要性は同じであっても、規制の設け方としては別立てにせざるを得ないのではないかと考えております。

もちろん、経済安全保障の確保は企業活動の自由や経済合理性に対する制約になりますので、政策として根づかせていくためには、事業者の理解が必要であることを改めて認識してまいりたいと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

神保構成員、お願いします。

【神保構成員】 既に冒頭の発言で幾つか触れさせていただきましたが、追加的に申し上げたいと思います。

まず、他事業者に対して総量規制を導入するということは、これまでの国際約束、WTOの一般原則も含めまして、日本の通商体制としての問題点というのはかなり多く出てくるだろうと考えております。

また、例えば日本の事業者が海外で他の事業者の買収をしたり、そこで積極的に事業を展開するというようなことも今後も十分考えられる展開であることを考えますと、やはり相互主義的な観点からも、我々は総量規制をしますが、相手は自由にこちらからの投資を受け入れてくださいということもなかなか難しいと思いますので、総量規制自体が全事業

者に広がっていくという方向性は望ましくないと考えております。

ただ、論点2の中で各事業者から出てくる意見を見ますと、N T Tの規制は残すべきで、我々は規制を受けたくない、同じような形での規制は受け入れられないと、自由化にも反するということは十分論点としては理解できるのですが、やはり経済安全保障を厳しく追求していくという時代におきましては、全事業者が経済安全保障の時代にふさわしい外資規制の在り方を積極的に御提案されることが望ましいのかなと思っております。

残された点は、繰り返しとなりますが、やはり個別規制、外為法もしくは電気通信事業法の中でどのような形で個別規制を強化していくのかと考えており、そのために望ましい規制の具体的な形が何かに関しては、N T T以外の事業者からも積極的な姿勢を期待したいと思っているところでございます。

先ほど財務省の説明からもありましたように、現在どのような形で対象事業者を絞り込んでいくのか、投資対象業種を絞り込み、また、海外の対象投資家をどのように絞り込むかは大変機微にわたる形で絞り込みがなされると思いますが、先ほど山本主査がおっしゃったように、リスクの高い事業者をしっかりとした体制で審査をすることができる個別審査体制の確立が大事だと思います。逆に言うと、仮に懸念される全体の 카테고리の中でも非常にホワイトで、事業の拡大や日本経済にとってもプラスである投資を規制してしまうことがよろしくないという形の個別審査のファインチューニングされた体制が重要だと思っています。

その際には、例えば、懸念される制度を持った国とか、そこに属する企業、特に懸念される制度の下に強い資本関係にある企業や、あるいはアメリカ、EUからエンティティ・リストを含む具体的な個別規制対象となっている企業に対する感度を非常に高く持った形で日本の審査制度が機動的に行われる体制が望ましいのではないかと考えております。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。構成員の方から御発言はよろしいですか。

それでは、オブザーバの方から、論点2に関して、もしございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ソフトバンクさん、どうぞ。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。先ほど神保構成員から御指摘があった点ですが、私どもとしましても、経済安全保障、あと、そもそもの安全保障の点は非常に重

要と考えておりました、そこは会社としてもしっかりとやっていきたいと考えているところ です。

外資規制とはちょっと別ですが、経済安全保障推進法に伴う設備導入時の届出の運用も開始されており、こちらはかなり慎重に審査されていると伺っておりますので、我々としても引き続きこういった経済安全保障の重要性についてはしっかりと意識した上で取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、その上においても、NTTと我々では、やはり重要度、重みが違うのではないかと考えているところです。我々、モバイルの通信事業者も含めて、一定のラインをしっかりと満たした上で、さらにその上でNTTにおいて加えて規制をかけるというのは、それは現状の電気通信の設備構成などを踏まえてもリーズナブルなのかなと考えております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでしたら、論点3に入ることにいたしますが、こちらにつきまして、構成員の方から御意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

田島構成員、お願いします。

【田島構成員】 田島でございます。改めまして御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

外国人役員規制ですが、NTTが外国籍取締役を任用して、多様な人材を活用し、国際企業に生まれ変わりグローバルな事業展開を図られるということであれば、それは誠にすばらしいことだと考えています。

その際、NTTが電電公社から承継した管路、とう道などの公共財を外国からの不当な干渉を受けることなく安全に保全し続けられることについての国民的な安心感の保障が必要と考えています。

NTTが外国人役員を登用しながらも、同時に経済安全保障への配慮を達成し続けることでその安心感が高まっていくと考えています。

その上で、例えば、公共財の管理・保全方法に関する内部規律の基本方針をNTT法で定めるとともに、それを内部統制の体制上、NTTにおいて実現し、経営陣による権限濫用の自律的な抑止を確実なものとするすることで、現在取締役総数の3分の1までは外国人の平取締役としての任用が可能なところ、それを段階的に増員する法改正もあり得るのでは

ないかと個人的には考えています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ありがとうございます。私、前回も少し発言させていただきましたが、今、コーポレートガバナンス・コードなどで要請しているダイバーシティや、グローバルな経営力を強化するという意味でも望ましい方向かと思えます。

既に4月からNTT法が改正されて、役員規制が緩和されましたので、当面の目的がある程度達せられているのかなと思えますので、さらなる緩和をするかどうかは、その効果とか影響を検証した上で考慮すればよろしいのかと思えます。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

もしオブザーバの方から御意見がございましたらお願いしたいと思います。構成員の方からの御意見も引き続きお受けしますが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、全体を通しまして、どの点でも結構ですので、さらに御意見等がございましたらお願いしたいと思います。構成員の方、あるいはオブザーバの方、いずれでも結構ですが、いかがでしょうか。

相田構成員、お願いします。

【相田構成員】 相田でございます。

論点整理につきましては、これまでの議論をよくまとめていただいていると思えますし、それぞれの論点について私が過去に述べた意見も上がっているようでございますので、特に問題ないと思っております。

それで、今後報告書等をまとめるときのお願いとなりますが、スタートが外資等規制に関する制度等の概要というところからですが、本日も所々で出てまいりました経済安全保障推進法のような経済安全保障に係る取組は、外資等規制よりももう一回り大きな枠で色々な動きがあるかと思えますので、その辺りについても最終的に報告書をまとめるときには触れていただいたらいいのではないかと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

全体といたしまして、今日提示された事務局からの論点の取りまとめ案について、特に異論はなかったのではないかと思います。

個々の点におきまして、例えば論点1で申しますと、総量規制の実効性を確保することの必要性の御指摘がございました。これを入れ込むことができるか、少し検討させていただければと思います。特に論点の流れに関して異論があるというわけではなく、論点1に関する記述をさらに補完する視点をお示しいただいたのではないかと思います。

それから、論点1と論点2にまたがる点ですが、個別審査の強化の必要性について構成員から御意見があり、また、財務省でも検討をしているというお話がございました。この点も論点の中に書かれているのですが、構成員の方からさらに御意見があったということかと思えます。

ただ、個別審査を強化して、総量規制を撤廃することができるかということに関しては、構成員からは現時点では難しいのではないかと、代替することはできないのではないかとという御意見であったかと思えます。

将来どうなるかは、別の問題としてあろうかと思えますが、現在見通せる範囲では総量規制に代替するのは難しいのではないかとという御意見だったかと思えます。

N T Tさんからは、既に論点1-3のところに示されていますが、個別審査で完全に総量規制を代替する必要はないのではないかとという御意見が以前示されましたし、個別審査の強化に関する動向をよく見た上で議論をすべきではないかとという御意見が、本日は示されたかと思えます。

それから、論点2については、個別審査の強化という重なる点について御意見がございましたが、特に論点2にさらに何か追加するというものではなかったかと思えます。

それから論点3につきましては、これから外国人役員規制をさらに緩和する場合には、内部統制の体制をしっかりとさせていく必要があるのではないかと、それにより社会に対する信頼を確保した上で、さらに外国人役員規制を緩和する可能性があるのではないかとという御意見がございました。

ただ、今般のN T T法の改正によって、まず一段階の規制緩和がされたところですので、その効果、影響をまず見る必要があるのではないかとという御意見があり、その点は論点の3に既に書かれているかと思えます。

最後に相田構成員からは、さらに大きな視点で、経済安全保障、あるいは安全保障という観点から見るべきではないかという御意見がございました。

これについては、投資の促進という観点も非常に重要ですが、総論的な話になるかと思えます。今回、その点を明確に書いていくかどうかは別にいたしまして、最終的に取りまとめをする際には、そういった基本的な考え方をしっかりと示していく必要がある点はそのとおりであると思えますので、今後に活かしていければと思っております。

いかがでしょうか。何かさらにございますでしょうか。

よろしければ、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。

今、最後に私のほうでまとめさせていただきましたが、本日、論点整理案の全体を見渡しまして、根本的なところを修正すべきという意見はございませんでしたが、個々の点について御意見をいただきましたので、その点を加えさせていただいた上で、本ワーキンググループの論点整理としたいと思います。

ここから先の作業につきましては、主査であります私に一任をいただけるとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただければと思えます。論点整理をした上で、私のほうから親会であります通信政策特別委員会に一旦報告することにしたいと思えます。その上で最終的に取りまとめていくことになろうかと思えますが、論点整理をこの時点で一度報告したいと考えております。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から今後の予定等について御説明をお願いいたします。

【事務局(小杉)】 ただいま山本主査から御案内のあった通信政策特別委員会に報告する論点整理につきましては、追って皆様に御連絡させていただきます。

また、次回会合の日時、議題等については別途御連絡させていただきます。よろしくお願いたします。

【山本主査】 それでは、本日はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上